明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四六）　一

〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一九七）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三五）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務一七五）　二
○柔道スポーツ施設建設計画のための贈与に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇五）　三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一四七～一五〇、一五二、一五三）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一五一）　五
○農業経営収入保険に係る保険料標準率等を定める件（農林水産一二八七）　六
○運輸審議会から答申があった件（国土交通七二二）　七
○運輸審議会件名表に登載された件（同七二三）　七
○備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示（海上保安庁四一）　八
○道路に関する件（関東地方整備局一九三）　八
○都市計画に関する件（北陸地方整備局六二）　九
○都市公園の供用を開始する件（中部地方整備局五八）　九
○道路に関する件（近畿地方整備局一〇六）　九

〔国会事項〕
〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　三〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他

省令

○国土交通省令第四十六号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十三条の規定を実施するため、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月八日　国土交通大臣　石井　啓一

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（海技試験の筆記試験の一部免除） **第五十三条**　第二十一条に掲げる種別の海技試験（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験を除く。）の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者が第五十条第四項の筆記試験科目免除証明書を添えて申請したときは、当該海技試験と同種別の海技試験に限り、その基準点に達した試験科目については、筆記試験を行わない。ただし、筆記試験の一部の試験科目について免除を受けようとする海技試験の開始期日前に、筆記試験の一部の試験科目について基準点に達した海技試験の開始期日から起算して三年を経過する場合は、この限りでない。 2　（略）	（海技試験の筆記試験の一部免除） **第五十三条**　第二十一条に掲げる種別の海技試験（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験を除く。）の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者が第五十条第四項の筆記試験科目免除証明書を添えて申請したときは、当該海技試験と同種別の海技試験に限り、その基準点に達した試験科目については、筆記試験を行わない。ただし、筆記試験の一部の試験科目について免除を受けようとする海技試験の開始期日前に、筆記試験の一部の試験科目について基準点に達した海技試験の開始期日から起算して二年を経過する場合は、この限りでない。 2　（略）

附　則

1　この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

2　平成二十八年七月一日前に開始された海技試験の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者については、この省令による改正後の第五十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。